

訪問看護ステーション ひやくまん星 利用料金表

【利用料金表・介護保険】

(金沢市7級地 1単位：10.21円)

1.基本料金

※実際の請求と料金表の合計とは、小数点以下の処理から誤差が発生する事があります。

※夜間・早朝加算、深夜加算

○夜間(18：00～22：00)または早朝(6：00～8：00)の訪問の場合 下記単位数の25%増

○深夜(22：00～6：00)の場合 下記単位数の50%増

(1)看護師による医療処置等(訪問看護費)

| 所要時間 | 基本料金(報酬単位) | 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 |
|---------------|-------------------|--------|--------|--------|
| 20分未満 | 3,195円 (313単位) | 320円 | 639円 | 959円 |
| 30分未満 | 4,798円 (470単位) | 480円 | 960円 | 1,440円 |
| 30分以上1時間未満 | 8,382円 (821単位) | 839円 | 1,677円 | 2,515円 |
| 1時間以上1時間30分未満 | 11,486円 (1,125単位) | 1,149円 | 2,298円 | 3,446円 |

※准看護師が訪問看護を行った場合は、所定単位の100分の90に相当する単位を算定します。

(2)看護師による医療処置等(介護予防訪問看護費)

| 所要時間 | 基本料金(報酬単位) | 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 |
|---------------|-------------------|--------|--------|--------|
| 20分未満 | 3,083円 (302単位) | 309円 | 617円 | 925円 |
| 30分未満 | 4,594円 (450単位) | 460円 | 991円 | 1,379円 |
| 30分以上1時間未満 | 8,086円 (792単位) | 809円 | 1,618円 | 2,426円 |
| 1時間以上1時間30分未満 | 11,098円 (1,087単位) | 1,110円 | 2,220円 | 3,330円 |

※准看護師が訪問看護を行った場合は、所定単位の100分の90に相当する単位を算定します。

(3)理学療法士、作業療法士、言語聴覚士によるリハビリ(訪問看護費)

| 所要時間 | 基本料金(報酬単位) | 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 |
|------------------------|----------------|------|--------|--------|
| 1回あたり20分(A) | 2,991円 (293単位) | 300円 | 599円 | 898円 |
| 1回あたり40分(A×2) | 5,983円 (586単位) | 599円 | 1,197円 | 1,795円 |
| 1回あたり60分 ※(A×0.9)×3 | 8,086円 (792単位) | 809円 | 1,618円 | 2,426円 |

※1日に2回を超えて実施する場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位を算定します。

(4)理学療法士、作業療法士、言語聴覚士によるリハビリ(介護予防訪問看護費)

| 所要時間 | 基本料金(報酬単位) | 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 |
|------------------------|----------------|------|--------|--------|
| 1回あたり20分(A) | 2,889円 (283単位) | 289円 | 578円 | 867円 |
| 1回あたり40分(A×2) | 5,778円 (566単位) | 578円 | 1,156円 | 1,734円 |
| 1回あたり60分 ※(A×0.5)×3 | 4,349円 (426単位) | 435円 | 870円 | 1,305円 |

※1日に2回を超えて実施する場合は、所定単位数の100分の50に相当する単位を算定します。
※介護予防訪問看護について、利用開始月から12月を超える場合、5単位/回減算になります。

2.その他の支払

- ①自費の訪問看護は、30分につき5,000円支払うものとします。
- ②通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護等を行った場合について、これに要した交通費は請求しません。

3.支払限度基準額に含まれる加算

(1)夜間・早朝加算、深夜加算

- ①夜間(18:00~22:00)または早朝(6:00~8:00)に計画に基づいた(介護予防)訪問看護を実施した場合に1回につき所定単位数の100分の25を加算します。
- ②深夜(22:00~6:00)の場合に計画に基づいた(介護予防)訪問看護を実施した場合に1回につき所定単位数の100分の50を加算します。

(2)複数名訪問加算

- ①複数名訪問加算(Ⅰ)(複数の看護師等が同時に(介護予防)訪問看護を実施)
所要時間30分未満：2,593円(254単位) 所要時間30分以上：4,104円(402単位)
- ②複数名訪問加算(Ⅱ)(看護師等が看護補助者と同時に(介護予防)訪問看護を実施)
所要時間30分未満：2,052円(201単位) 所要時間30分以上：3,236円(317単位)

(3)長時間訪問看護加算

特別管理加算の対象となる利用者(次項掲載)に対して、所要時間1時間以上1時間30分未満の訪問看護を行った後に引き続き(介護予防)訪問看護を行う場合であって、その所要時間を通算した時間が1時間30分以上となる時 1回につき：3,063円(300単位) 加算します。

(4)初回加算

利用者が過去2月(暦月)において、当該訪問看護事業所から(介護予防)訪問看護(医療保険の訪問看護を含む)の提供を受けていない場合であって新たに(介護予防)訪問介護計画書を作成した場合3,063円(300単位)加算します。

(5)退院時共同指導加算

6,126円(600単位) ※初回加算を算定する場合は、合わせて算定しません。

4.支給限度基準額に含まれない加算

(1)緊急時(介護予防)訪問看護加算 5,860円(574単位) (1月あたり)

利用者やご家族の相談に24時間対応し、アドバイスや必要に応じて緊急訪問を行うための加算です。営業時間外も電話などで常に連絡がとれる体制を整え、必要に応じて緊急で(介護予防)訪問看護を行います。

(利用者のご希望により契約された場合)

(2) 特別管理加算

特別管理加算(Ⅰ) 5,105 円 (500 単位) (1 月あたり)

特別管理加算(Ⅱ) 2,552 円 (250 単位) (1 月あたり)

対象者：特別管理加算(Ⅰ) 在宅悪性腫瘍等患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
気管カニューレを使用している状態、留置カテーテルを使用している状態

：特別管理加算(Ⅱ) 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理
在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理
在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理
在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理
在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
真皮を越える褥瘡の状態
点滴注射を週 3 日以上行う必要があると認められる状態

(3) ターミナルケア加算

20,420 円 (2,000 単位) (要介護者のみ)

訪問看護ステーション

【利用料金表・医療保険】

医療保険による訪問看護サービスを利用する場合は、自己負担額は原則としての基本料金の1～3割相当額です。

1. 基本料金

| | | | |
|------------------------------------|-------------------------|--------|--------|
| 訪問看護基本療養費Ⅰ (1日につき) | 週3日目まで | 看護師 | 5,550円 |
| | | 准看護師 | 5,050円 |
| | | 理学療法士等 | 5,550円 |
| | 週4日目以降 | 看護師 | 6,550円 |
| | | 准看護師 | 6,050円 |
| | | 理学療法士等 | 5,550円 |
| 訪問看護基本療養費Ⅱ (1日につき) (同一建物居住者) | 週3日目まで (同一日に2人) | 看護師 | 5,550円 |
| | | 准看護師 | 5,050円 |
| | | 理学療法士等 | 5,550円 |
| | 週3日目まで (同一日に3人以上) | 看護師 | 2,780円 |
| | | 准看護師 | 2,530円 |
| | | 理学療法士等 | 2,780円 |
| | 週4日目以降 (同一日に2人) | 看護師 | 6,550円 |
| | | 准看護師 | 6,050円 |
| | | 理学療法士等 | 5,550円 |
| | 週4日目以降 (同一日に3人以上) | 看護師 | 3,280円 |
| | | 准看護師 | 3,030円 |
| | | 理学療法士等 | 2,780円 |
| 訪問看護療養費Ⅲ | 入院中1回(厚生労働大臣が定める疾病等は2回) | 8,500円 | |
| 訪問看護管理療養費 (1日につき) | 月の初日 | 8,470円 | |
| | 2日目以降 | 3,000円 | |

2. 加算等 ※病状や条件によっては下記の料金等が加算されます。

| | | | | | |
|-----------|-------|-------|------------------|------------------|--------|
| 複数名訪問看護加算 | 看護師等 | 週1回限り | 同一建物内 1人または2人 | 4,000円 | |
| | | | 同一建物内3人以上 | 4,000円 | |
| | 准看護師 | | 同一建物内 1人または2人 | 3,800円 | |
| | | | 同一建物内3人以上 | 3,400円 | |
| | 看護補助者 | | 週3回まで | 同一建物内 1人または2人 | 3,000円 |
| | | | | 同一建物内3人以上 | 2,700円 |

| | | | | |
|-------------------------------------|-------------------------------|------------------|------------------|---------|
| 複数名訪問看護加算 | 看護補助者 ※回数制限なし | 1日1回 | 同一建物内 1人または2人 | 3,000円 |
| | | | 同一建物内3人以上 | 2,700円 |
| | | 1日2回 | 同一建物内 1人または2人 | 6,000円 |
| | | | 同一建物内3人以上 | 5,400円 |
| | | 1日3回 以上 | 同一建物内 1人または2人 | 10,000円 |
| | | | 同一建物内3人以上 | 9,000円 |
| ※厚生労働大臣が定める疾病または特別訪問看護指示書期間中の利用者に限る | | | | |
| 難病等複数回訪問加算 | 1日2回 | 同一建物内 1人または2人 | 4,500円 | |
| | | 同一建物内3人以上 | 4,000円 | |
| | 1日3回以上 | 同一建物内 1人または2人 | 8,000円 | |
| | | 同一建物内3人以上 | 7,200円 | |
| 24時間対応体制加算 | 月1回（利用者の同意要） | | 6,400円 | |
| 夜間・早朝・深夜加算 | 早朝(6:00~8:00) 夜間(18:00~22:00) | | 2,100円 | |
| | 深夜(22:00~6:00) | | 4,200円 | |
| 特別管理加算 | 月1回（管理内容によって料金が異なります） | | 2,500円（※1） | |
| | | | 5,000円（※2） | |
| 緊急訪問看護加算 | 1日につき | | 2,650円 | |
| 長時間訪問看護加算 | 週1~3回まで（90分を超える場合） | | 5,200円 | |
| 訪問看護ターミナルケア療養費 | | | 25,000円 | |

※1 対象患者：1) 自己腹膜灌流・血液透析・酸素療法・中心静脈栄養法・成分栄養経管栄養法・自己導尿・人工呼吸・持続陽圧呼吸療法・自己疼痛管理・肺高血圧症患者・上記で医師より指導管理を受けている状態にある方

2) 人工肛門または人口膀胱を設置している状態にある方

3) 重度の褥瘡（真皮を超える褥瘡）の状態にある方

4) 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している方

※2 対象患者：悪性腫瘍患者・気管切開患者であって、医師より指導管理を受けている状態にある方

3. 退院時や居宅療養でのカンファレンス等に伴う加算

| | | |
|--------------------------------|-------------------|---------|
| 退院時共同指導加算 (利用者の状態に応じ月2回を限度) | | 8,000円 |
| | 厚生労働大臣が定める利用者の場合 | 10,000円 |
| 退院支援指導加算 (週4回以上訪問できる方) | | 6,000円 |
| | 療養上必要な指導を長時間行った場合 | 8,400円 |
| 在宅患者連携指導加算(月1回) | | 3,000円 |
| 在宅患者緊急時等カンファレンス加算(月2回) | | 2,000円 |